小規模事業者の資金調達を支援します！

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

【 対象となる方 】

常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業の場合は５人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

※ 宿泊業、娯楽業（映画館等）の従業員要件が緩和され、従業員２０人までの事業者が新たに融資対象になりました）

- 商工会の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、県民税などの税金を完納していること
  （納付すべき税額がゼロの事業者も利用できます）
- 原則として同一地区で１年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【 支援内容 】

■通常枠

- 対 象 資 金：設備資金・運転資金
- 貸付限度額：２，０００万円
- 貸 付 利 率：１．１１％（平成２９年４月１２日現在）
- 貸 付 期 間：設備資金１０年以内（据置期間は２年以内）
  運転資金　７年以内（据置期間は１年以内）
- 貸 付 条 件：無担保・無保証人

■震災対応特枠

直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方は、一般枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

- 貸付限度額：１，０００万円（通常枠と別枠）
- 貸 付 金 利：０．２１％（平成２９年４月１２日現在　貸付後３年間）
  ※３年経過後の金利は１．１１％となります。
- 貸 付 期 間：設備資金１０年以内（据置期間２年以内）
  運転資金　７年以内（据置期間１年以内）

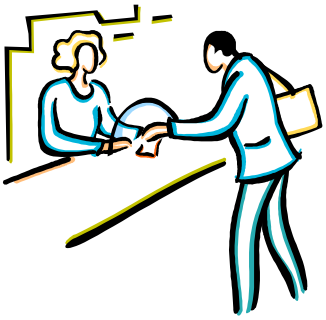

【ご利用方法】

- 東松島市商工会へご相談下さい。
- 東松島市商工会が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を得て、融資が実施されます。

【お問合わせ先】

東松島市商工会　本所（矢本）　☎ ８２―２０８８
　　鳴瀬支所　　☎ ８７―２０２６